

条例第3条第5号許可基準概要

〔指定集落内建物（住宅）〕

以下の1から5すべてに該当するものであること

- 1 申請地 次のいずれかに該当〔条例第3条第5号、規則第19条〕
 - (1) 大規模指定既存集落内（※1）
 - (2) 大規模指定既存集落の周辺区域である次のいずれか（※2）
 - ア 大規模指定既存集落の区域と申請地を含む半径100mの円の区域内におおむね30以上の建築物の敷地がある区域
 - イ 大規模指定既存集落の区域と申請地を含む短辺100m長辺300mの矩形の区域内におおむね30以上の建築物の敷地がある区域
- 2 申請者 次のいずれかに該当〔条例第3条第5号〕
 - (1) 当該大規模指定既存集落が存する中学校区に通算して10年以上居住若しくは勤務したことがある者
 - (2) 当該中学校区に線引き前から居住している世帯主である者の三等親以内の親族（※3）
- 3 予定建築物 自己の居住用の専用住宅
- 4 申請地の規模 原則として150㎡以上500㎡以下〔規則第21条〕
ただし、土地が不整形である場合はこの限りでない
- 5 その他の事項 次のすべてに該当〔規則第20条〕
 - (1) 申請者は自己の居住用の土地、建築物を所有していないこと（※4）
ただし、現在の自己用住宅が過密、狭小、滅失・損壊、立ち退き迫られている等の事情がある場合はこの限りではない。
 - (2) 申請地から通勤可能であること
- 6 開発行為以外の場合
法第42条許可又は法第43条許可を受ける場合は、条例第4条又は第6条に基づき上記の要件を準用（法第42条の場合は規則第24条の制限あり）

※ 1：大規模指定既存集落の指定区域については市都市計画課までお問い合わせ下さい

※ 2：平成23年6月30日の時点において農振農用地に指定されている土地は除く

※ 3：藤岡市線引き 昭和62年7月1日

※ 4：自己の居住用の土地とは、市街化区域（工業専用地域を除く）の土地や、未線引き都市計画区域の土地、市街化調整区域の宅地やその他住宅の建築が可能な土地などが挙げられる。（ただし、住宅の建築ができない合理的な理由のあるものは個別に判断する）